

## 山梨県立大学環境委員会規程

(平成29年4月1日制定 大学第6010号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学委員会規程第9条の規定に基づき、環境委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、山梨県立大学（以下「本学」という。）の環境管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 大学の環境方針に関する事項
- (2) 大学の環境目標・実行計画に関する事項
- (3) 環境報告書に関する事項
- (4) その他学内環境管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部教授会が選出した専任教員
- (2) 学内環境を担当する職員
- (3) その他環境委員長が指名する者

(学生委員会)

第4条 委員会に必要な応じて学生委員会を置くことができる。

2 学生委員会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。